



平成 26 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 カシオ計算機株式会社
 代表者名 代表取締役 社長執行役員
 樫尾 和雄
 (コード番号 6952 東証第 1 部)
 問合せ先 取締役 専務執行役員 財務・IR 担当
 高木 明德
 (TEL 03-5334-4852)

**第三者割当による 2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の
 発行条件等の決定に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 7 月 7 日付取締役会において決議いたしました、第三者割当による 2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)(額面金額総額 100 億円)の発行につき、発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	2,061 円
(参考)	
発行条件決定時における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)(2014 年 7 月 7 日)	1,462 円
ロ. アップ率 $\{ (\text{転換価額}) / (\text{株価} (\text{終値})) - 1 \} \times 100$	40.97%

(ご参考) 2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 払 込 期 日	2014 年 7 月 23 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	1,000 個
(3) 社債及び新株予約権の 発 行 価 額	本新株予約権付社債：額面 10,000,000 円につき 10,050,000 円 本新株予約権：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 資 金 調 達 の 額	10,050,000,000 円

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(5) 割当予定先	全額を SMBC Nikko Capital Markets Limited に割り当てます。
(6) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2019年7月23日
(7) 償還価額	額面 10,000,000 円につき 10,000,000 円
(8) 当該発行による潜在株式数	本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、2014年7月4日現在の当社の普通株式の発行済株式総数 279,020,914 株の 1.74% となります。 (注) 潜在株式数の比率は、今回発行した本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて上記の転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を、2014年7月4日時点での発行済株式総数 279,020,914 株で除した数値であります。
(9) その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年1月22日以降権利行使可能となる 120%コールオプション条項が付されております。 ● 割当予定先は、第三者割当により取得した本新株予約権付社債を、ケイマン諸島法に基づき設立された特別目的会社である Wessex Limited に譲渡するとともに、Wessex Limited が発行するカバードワラント（あらかじめ定めた算式に基づく行使価格で本新株予約権付社債を取得することのできる権利を表示する有価証券）を引き受けて、海外機関投資家に販売する予定である旨を割当予定先から聞いております。

詳細は、平成 26 年 7 月 7 日付当社プレスリリース「第三者割当による 2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。